資料１

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について

令和２年６月２日
内閣府政策統括官（原子力防災担当）

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

その上で、標記における防護措置の基本的な考え方は、下記の通りであり、各道府県においては、各地域の実情を踏まえつつ、当面の対応及び避難計画等の見直しにおける参考とされたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応については、必要に応じ、別途検討を行っていく。

記

○　感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなる。

○　具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

○　自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。

○　自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているＵＰＺ外の避難先へ避難する。

※　　なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはなく、この点に関して新型コロナウイルス感染症対策として内閣府政策統括官（防災担当）等の発出した通知文書等は、原子力災害の場合にも、原則適用される。

以上

資料２ 「女川地域の緊急時対応」の改定について

女川地域原子力防災協議会
令和2年6月17日

１．改定の目的

「女川地域の緊急時対応」は、令和2年3月に開催された女川地域原子力防災協議会で取りまとめ・確認が行われたところ。

今般の新型コロナウイルスのような感染症（以下、「感染症等」という。）の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。
そのため、「女川地域の緊急時対応」の改定により、緊急時対応のより一層の具体化・充実化を図る。

２．改定のポイント

〈改善〉 感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

対応方針

避難車両、避難所などにおける感染拡大防止

- 避難又は一時移転を行う場合は、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況、避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

対応方針

屋内退避時の感染拡大防止

- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 自然災害により指定避難所等で屋内退避をする場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。

〈その他の改定〉

〇オフサイトセンターの指定
・令和2年3月2日から暫定的に運用していた宮城県女川オフサイトセンターを、令和2年4月1日オフサイトセンターとして指定。

〇放射線防護対策施設の新たな整備
・既存の放射線防護対策施設に加え、新たに2施設を整備。
（牡鹿病院（準PAZ）、女川町地域福祉センター（UPZ））

＜感染症等の流行下に原子力災害が発生した場合＞

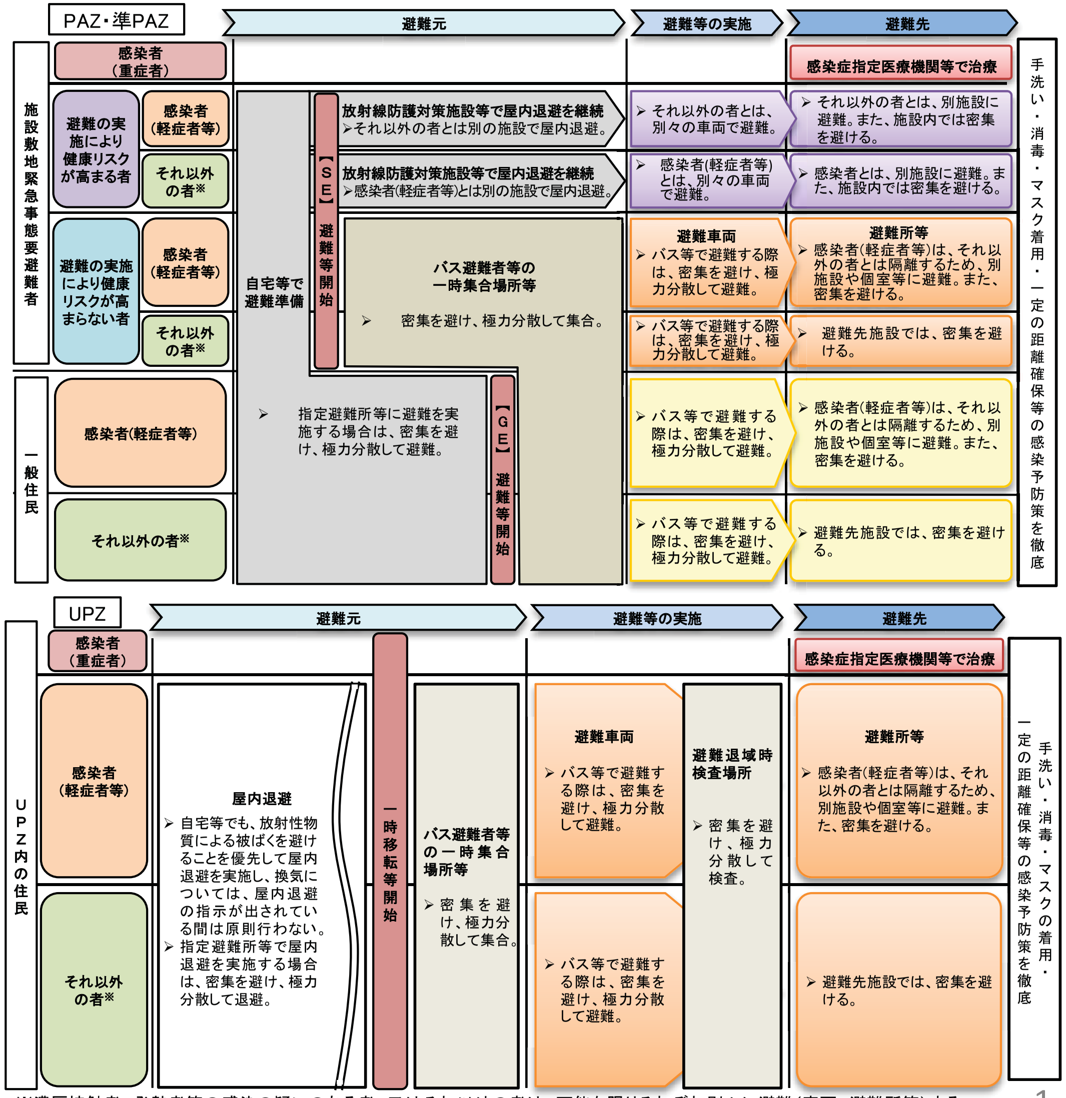

※濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（PAZ）＞

避難元 → 避難等の実施 → 避難先

手洗い・消毒・マスク着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

施設敷地緊急事態要避難者

- 感染者（重症者）
  - 避難先：感染症指定医療機関等で治療
- 避難の実施により健康リスクが高まる者
  - 感染者（軽症者等）※2
    - 避難元：放射線防護対策施設等で屋内退避を継続
      - それ以外の者とは別の施設で屋内退避。
    - 避難等の実施：
      - それ以外の者とは、別々の車両で避難。
    - 避難先：
      - それ以外の者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
  - それ以外の者※3
    - 避難元：放射線防護対策施設等で屋内退避を継続
      - 感染者（軽症者等）とは別の施設で屋内退避。
    - 避難等の実施：
      - 感染者（軽症者等）とは、別々の車両で避難。
    - 避難先：
      - 感染者とは、別施設に避難。また、施設内では密集を避ける。
- 避難の実施により健康リスクが高まらない者
  - 自宅等で避難準備 → 【SE】避難等開始 → バス避難者等の一時集合場所等
    - 密集を避け、極力分散して集合。
    - （例）
      - ・一時集合場所等の場所を分ける。
      - ・集合時間帯を分ける。
      - ・一時集合場所等の中で別れて集合する。
      - ・手続きの簡素化等を行い、一時集合場所等にいる時間を短くする。
  - 感染者（軽症者等）
    - 避難車両
      - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
      - （例）
        - ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。
        - ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。
    - 避難所等
      - 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
  - それ以外の者
    - 避難等の実施：
      - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
      - （例）
        - ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。
        - ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。
    - 避難先：
      - 避難先施設では、密集を避ける。

一般住民

- 自宅等で避難準備
  - 指定避難所等に避難を実施する場合は、密集を避け、極力分散して避難。
  - （例）
    - ・避難施設の場所を分ける。
    - ・施設内の別部屋に分かれて集合する。
  - → 【GE】避難等開始
- 感染者（軽症者等）
  - 避難等の実施：
    - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
    - （例）
      - ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。
      - ・マスクの着用、座席を十分離して着席する。
      - ・施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民の感染者（軽症者等）同士、又は施設敷地緊急事態要避難者及び一般住民のそれ以外の者同士で、SEの段階で避難する。
  - 避難先：
    - 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
- それ以外の者
  - 避難等の実施：
    - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
  - 避難先：
    - 避難先施設では、密集を避ける。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

45

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々の状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞

避難元 → 避難等の実施 → 避難先

手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

UPZ内の住民

- 感染者（重症者）
  - 避難先：感染症指定医療機関等で治療
- 感染者（軽症者等）※2
- それ以外の者※3

屋内退避
- 自宅等でも、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わない。
- 指定避難所等で屋内退避を実施する場合は、密集を避け、極力分散して退避。
- （例）
  - ・避難施設の場所を分ける。
  - ・施設内の別部屋に分かれて集合する。

→ 一時移転等開始

バス避難者等の一時集合場所等
- 密集を避け、極力分散して集合。
- （例）
  - ・一時集合場所等の場所を分ける。
  - ・集合時間帯を分ける。
  - ・一時集合場所等の中で別れて集合する。
  - ・手続きの簡素化等を行い、一時集合場所等にいる時間を短くする。

避難車両
- 感染者（軽症者等）：
  - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
  - （例）
    - ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。
    - ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。
- それ以外の者：
  - バス等で避難する際は、密集を避け、極力分散して避難。
  - （例）
    - ・追加車両の準備やピストン輸送等を実施する。
    - ・マスクを着用し、座席を十分離して着席する。

避難退域時検査場所
- 密集を避け、極力分散して検査。
- （例）
  - ・検査場所を分ける。
  - ・検査時間帯を分ける。
  - ・検査場所等の中で別れて検査する。
  - ・手続きの簡素化等を行い、検査場所等にいる時間を短くする。

避難所等
- 感染者（軽症者等）：
  - 感染者（軽症者等）は、それ以外の者とは隔離するため、別施設や個室等に避難。また、密集を避ける。
- それ以外の者：
  - 避難先施設では、密集を避ける。

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

134

資料2

緊急時対応の取りまとめにおける諸課題について

内閣府政策統括官（原子力担当）付
参事官（地域防災担当）

- 課題1
「避難行動要支援者の避難手段及び福祉車両の必要台数の把握並びに当該車両の確保手段について」

- 課題2
「フェリー会社との協定締結について」

- 課題3
「六ヶ所村再処理工場に係る緊急時の体制等について」

- 課題4
「その他」